

25206 坂戸保健所ほか電気設備更新工事

図面リスト

※表紙以降の工事名称は上記に読み替えるものとする。

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
	【坂戸保健所受変電設備更新工事】			【職業能力開発センター構内交換設備更新工事】	
E-00	表紙・図面リスト	A1：1/NS A3：1/NS	E-14	電気設備特記仕様書（１）	N, S
E-01	電気設備工事特記仕様書（１）	A1：1/NS A3：1/NS	E-15	電気設備特記仕様書（２）	N, S
E-02	電気設備工事特記仕様書（２）	A1：1/NS A3：1/NS	E-16	配置図・案内図	A1:1/200 A3:1/400
E-03	案内図	A1：1/100 A3：1/200	E-17	構内交換設備 仕様書	N, S
E-04	単線結線図	A1：1/NS A3：1/NS	E-18	構内交換設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
	【坂戸保健所電気設備更新工事】		E-19	構内交換設備 2階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-05	電気設備工事特記仕様書（１）	A1：1/NS A3：1/NS	E-20	構内交換設備 3階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-06	電気設備工事特記仕様書（２）	A1：1/NS A3：1/NS		【所沢地方庁舎構内交換設備更新工事】	
E-07	案内図・配置図	A1：1/200 A3：1/400	E-21	電気設備特記仕様書（１）	N, S
E-08	構内交換設備特記仕様書	A1：1/NS A3：1/NS	E-22	電気設備特記仕様書（２）	N, S
E-09	構内交換設備機器仕様	A1：1/NS A3：1/NS	E-23	配置図・案内図	A1:1/200 A3:1/400
E-10	【庁舎棟】 構内交換設備 1階平面図（改修後）	A1：1/100 A3：1/200	E-24	構内交換設備 電話交換機仕様書・姿図・系統図	N, S
E-11	【庁舎棟】 構内交換設備 2階平面図（改修後）	A1：1/100 A3：1/200	E-25	構内交換設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-12	【庁舎棟】 構内交換設備 1階平面図（改修前）	A1：1/100 A3：1/200	E-26	構内交換設備 2・3階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-13	【庁舎棟】 構内交換設備 2階平面図（改修前）	A1：1/100 A3：1/200			

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
- 1.1 工事名

25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事（坂戸保健所）
- 1.2 工事場所

坂戸市石井2327-1
- 1.3 工期

契約日から令和8年3月31日まで
- 現場施工期間

契約日から令和8年3月31日まで
- 1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

・ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ○ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備	・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
---	--

- 1.5 指定部分
- 無 ・ 有（ 工期：令和 年 月 日）
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
- 請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・ 令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
- 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、
- 工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 1.7 建物概要
- RC造地上2階建て 延べ面積1,563㎡

- 1.8 工事概要
- 老朽化に伴う受変電設備の改修工事を行う。

- 1.9 同時期発注の関連工事
- ・ 建築工事 ・ 機械設備工事

2 工事仕様

- 2.1 共通仕様
- （1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- （2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- （3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

- 2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項 目	特 記 事 項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工食用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工食用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことが ※できる。 ・できない
5 足場、さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模 ） ※設けない
7 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑 ） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管 ） 蛍光管等は再生資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は領書を提出すること。

- 11 金属電線管の塗装
- 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

- 12 鍵
- 錠等の鍵は、既存錠及び別達工事の錠との整合を極力図るものとする。

- 13 地中電線路
- （1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
- | 敷き均し土 | 管 種 別 |
|-------|---|
| 良質土 | 硬質ビニル電線管（VE）
耐衝撃性強化ビニル管（HIVE）
波付硬質合成樹脂管（FEP）
ポリエチレン被覆鋼管（PLP） |
- （2）地中電線路には、ケーブル埋設機及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。
- （3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

- 14 回路の種別
行先表示
- ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。

- 15 電線の接続
- 湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻くとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

- 16 電線管の接続
- 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

- 17 接地工事
- 漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。

- 18 建設発生土の処理
- 埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

- 19 再生砂・再生砕石
再生アスコン使用
- 再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・ 使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

- 20 耐震施工
- 設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- （1）設計用水平地震力
- 機器の重量〔kgf〕に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度		・ 特定の施設			
設置場所	機器種別	重要機器		一般機器	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地下・2階	水 槽 類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

- 【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
- 重要機器
- ・ 配電盤 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
- ・ 交換機 ・ 火災報知器受信機 ・ 中央監視装置 ・ 太陽光発電装置
- 上層階の定義は次による。
- 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- （2）設計用鉛直地震力
- 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- 21 あと施工アンカー
- 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選択すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

- 22 はつり及びあと
施工アンカー打設
- 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

- 23 改修部分の足場
- 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
（1）内部足場 ※ 脚立足場
（2）外部足場 ※ A種（枠組足場）・B種・C種・D種・E種・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

- 24 墜落制止用器具
（フルハネス型）
- ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による
・ 使用を要しない

- 25 アスベスト事前
調査結果の報告
- 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。

- 26 その他
- （1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
- （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。
- （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
- （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
- （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
- （6）改修工事等を実施する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
- （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
- （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。
- （9）特に騒音振動など周辺に基大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
- (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
- 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する）

項 目	特 記 事 項
1 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。
2 動力設備	（2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとす。
3 雷保護設備	（3）照度測定 電灯設備工事に際し、新當工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。
4 受変電設備	（4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。
5 配電設備	（5）経路 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は経路を使用する。ただし、ボード張りで、ボード表面と塗りしろカバーの間に離れないように施工した場合は、経路を必要としない。
6 動力設備	（6）位置ボックスの省略 ケーブルこころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
7 雷保護設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につき・V・W・Eの4Pを原則とする。
8 受変電設備	（2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
9 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
10 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用 ） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・ 6％ ・ 13％ kVar× 台
11 構内情報通信 網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
12 電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ （概要）
13 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ （概要）

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 （非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、関係条例等に倣い施工する。 （2）総合壁内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
- 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コネクタ、電話用ケーブル、直列ユニット（一般）	〃	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台上）	台上～中心	150	500
〃（台上）	床下～中心	500	500
防水型コンセント	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	900	900
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	1,800	1,800
復旧ボタン（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
- 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
- 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
- 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

- 第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
- 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
- ・ 種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） ㎡ m3
- ・ 中間処理施設 市 地内、（株）
- ・ 処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融含まず）
・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は熔融を含む）
- 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）により管理するものとする。
- 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
- 2 受注者は、工事検査時にmanifesto原本を提示する。
- 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書

- 第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
- 第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
- 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
- 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
- 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
- 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
- 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
- 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
- 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
- 2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
- 3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
- 4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
- 5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
- 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名

官公庁等打合わせ機関
建築： _____
昇降機： _____
施設管理者： _____
電力会社： _____
電話会社： _____
ケーブルテレビ会社： _____
消防本部： _____

2025.10

			設計年月日				埼玉県 総務部 管 財 課				副課長		主幹		主査		担当		縮 尺		工 事 名 称		図 名		図面番号	
			2025.10.1								内 藤		小 林		横 田		吉 野		N S		25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事 （坂戸保健所）		電気設備工事特記仕様書		E－O1	

環境配慮（グリーン）改修工事

1アスベスト処理工事
一般共通事項

留意事項
1 本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。
2 アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。
3 この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修標準」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散測えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月 厚生労働省・環境省）による。

2アスベスト含有分析
調査

分析によるアスベスト含有建材の調査
・ 行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示
分析対象
※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）
調査方法・分析方法
※ JIS A 1481 規格群（1481-1, 2, 3, 4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。
分析結果については、監督員に提出すること。

3アスベスト粉じん
濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定
・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示			測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 （各処理作業ごと）	備考
レベル1	レベル2	レベル3					
○	○	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点	
○	○	・	測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 3		処理作業室内	各2点	
○	・	・	測定 4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
○	・	・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口 （処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
○	○	・	測定 7	処理作業後 （隔離シート撤去前）	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
○	○	・	測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 9	処理作業後 （シート撤去後1週間以降）	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
・	・	・	測定 10		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法
アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
ノズルノズルの直径	25 mm		
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さ と直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）
ア 測定結果
イ 測定時間
ウ 測定位置（測定高さとともに図面上に記載）
エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ マウンティング方法
カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向
ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

4アスベスト含有吹付け材の撤去（レベル1）

アスベスト含有吹付け材の除去
・ 行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。
[9.1.3]
除去物及び汚染物質等
処理方法
※密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化
処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

5アスベスト含有保温材等の撤去（レベル2）

アスベスト含有保温材の除去
・ 行う
作業上の隔離
・ 行う
・ 行わない
処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

6アスベスト含有成形板類の撤去（レベル3）

1アスベスト含有成形板の除去
・ 行う
処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・

2非石綿部での切断による除去
・ 行う
処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有保温材付配管		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有配管フランジパッキン		※ 図示 ・撤去範囲すべて
		※ 図示 ・撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれを考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

<参考>石綿使用有無の事前調査フロー

（1）設計図書による調査
① 施工年による調査
② 使用建築材料による調査

可能性あり・不明

（2）現場目視による調査
目視調査（建材の確認）

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

石綿含有とみなす

石綿使用あり・届出要件確認・届出

分析を実施する場合

（3）分析調査による判定
JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有0.1%を超えていると判断

石綿含有0.1%以下と判断

石綿使用なし

可能性なし

可能性なし

2025. 10

設計年月日

2025. 10. 1

埼玉県
環境部
環境課

副課長
主幹
主査
担当

内藤
小林
横田
吉野

縮 尺

N S

工 事 名 称

2 5 2 0 6 坂戸保健所ほか電気設備更新工事
（坂戸保健所）

図 面 名

電気設備工事特記仕様書（2）

図面番号

E - 0 2

電気設備工事特記仕様書

1	工事概要
1.1	工事名
1.2	工事場所
1.3	工期
1.4	工事科目
	・電灯設備
	・動力設備
	・電熱設備
	・雷保護設備
	・受変電設備
	・電力貯蔵設備
	・発電設備
	・構内情報通信網設備
	○ 構内交換設備
	・情報表示設備
	・映像、音響設備
	・拡声設備（非常放送設備）
	・誘導支援、呼出し設備
	・テレビ共同受信設備
	・テレビ電波障害防除設備
	・監視カメラ設備
	・駐車場管制設備
	・防犯、入退室管理設備
	・自動火災報知設備
	・自動閉鎖設備
	・ガス漏れ火災警報設備
	・電話配管設備
	・中央監視制御設備
	・医療関係設備
	・昇降機設備

1.5	指定部分
1.6	主任技術者又は監理技術者の専任期間
1.7	建物概要
	庁舎棟

1.8	工事概要
1.9	同時期発注の関連工事
2	工事仕様
2.1	共通仕様
2.2	特記仕様

項目	特記事項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等とは使用しないこと。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（第63第91号）に定める行政機関の休日以外、上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことができない
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で、設ける（規模）※設けない
7 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている紹立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※適用する ※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10 発生材処理	引渡を要するもの以外は構内に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事・別途） （1）引渡しを要するもの（銅屑・鉄屑） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再生資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

1	金属電線管の 塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。																																																	
2	鍵	壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。																																																	
3	地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波打硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波打硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																													
敷き均し土	管 種 別																																																		
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波打硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																		
4	回路の種別 行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。																																																	
5	電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																	
6	電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																	
7	接地工事	漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤帯で区別する。																																																	
8	建設発生土の 処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																	
9	再生砂・再生砕石 再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に、使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																	
20	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 <table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">・特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> 【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	・特定の施設			・一般の施設																																														
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																														
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																														
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																														
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																														
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																														
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																														
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																														
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																														
21	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																	
22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																	
23	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																	
24	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない																																																	

25 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
26 その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作物を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐素外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

項 目	特 記 事 項
1 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、2ロコンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 経棒 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は経棒を使用する。ただし、ボード張りで、ボード表面と塗りしろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、経棒を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・耐塩用 ・一般用) 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar× 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ (概要)
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ (概要) ・ ガスエンジン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 風力発電装置

項	目	特記事項
8	構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9	自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合壁内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10	昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2. 4 取付高さ

壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	県営住宅
スイッチ (一般)	床～中心	1,300	1,200
〃 (身体障害者用)	〃	1,100	1,000
〃 (人感センサー切換用)	〃	2,000	2,000
ユニット、電話用7A11T、直列ユニット	〃 (一般)	300	400
〃 (和室)	〃	150	200
〃 (台上)	〃	150	500
防水型コンセント	床～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	〃	900	900
復帰ボタン (〃)	〃	1,800	1,800
廊下表示灯 (〃)	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

3. 1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。

3. 2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。

3. 3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
5 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名
電話交換機	日立製作所

官公庁等打ち合わせ機関

建築：

昇降機：

施設管理者：

電力会社：

電話会社：

ケーブルテレビ会社：

消防本部：

20

	設計年月日	埼玉県 総務部 管財課	副課長 主幹 主査 担当	縮尺	工事名称	図名	図面番号
	令和7年10月1日		内藤 小林 横田 吉野	NS	25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事 （坂戸保健所）	電気設備工事特記仕様書（1）	E-05

環境配慮（グリーン）改修工事

1アスベスト処理工事一般共通事項

留意事項

1本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。

2アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。

3この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修仕様」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月厚生労働省・環境省）による。

2アスベスト含有分析調査

分析によるアスベスト含有建材の調査

・行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示

分析対象

※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソファイト、トレモライト）

調査方法・分析方法

※ JIS A 1481 規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。

分析結果については、監督員に提出すること。

3アスベスト粉じん濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定

・行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示

通 用			測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 （各処理作業室ごと）	備考
レベル1	レベル2	レベル3					
○	○	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点	
○	○	・	測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	各2点	
○	・	・	測定 4		セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
○	・	・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
○	○	・	測定 7	処理作業後 （隔離シート撤去前）	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
○	○	・	測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 9	処理作業後 （シート撤去後1週間以降）	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
・	・	・	測定 10		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトン・トリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3 μm 未満、長さ 5 μm 以上、長さ と直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）

ア 測定結果

イ 測定時間

ウ 測定位置（測定高さとともに図面に記載）

エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ マウンティング方法

カ 顕微鏡視野面積、計数視野数

キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

47レベル1含有吹付け材の撤去（レベル1）

アスベスト含有吹付け材の除去

・行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。

除去物及び汚染物質等

処理方法

※密封処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。

・セメント固化

処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

57レベル1含有保温材等の撤去（レベル2）

アスベスト含有保温材の除去

・行う

作業上の隔離

・行う

・行わない

処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

67レベル1含有成形板類の撤去（レベル3）

1アスベスト含有成形板の除去

・行う

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・

2非石綿部での切断による除去

・行う

処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有保温材付配管		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有配管フランジパッキン		※ 図示 ・撤去範囲すべて
		※ 図示 ・撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれを考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

＜参考＞石綿使用有無の事前調査フロー

（1）設計図書による調査
① 施工年による調査
② 使用建築材料による調査

可能性あり・不明

（2）現場目視による調査
目視調査（建材の確認）

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

石綿含有とみなす

石綿使用あり・届出要件確認・届出

分析を実施する場合

（3）分析調査による判定
JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有0.1%を超えていると判断

石綿含有0.1%以下と判断

石綿使用なし

可能性なし

可能性なし

石綿使用なし

2025. 10

設計年月日

令和7年10月1日

埼玉県
環境部
総務課

副課長
内藤

主幹
小林

主査
横田

担当
吉野

縮尺

NS

工事名称

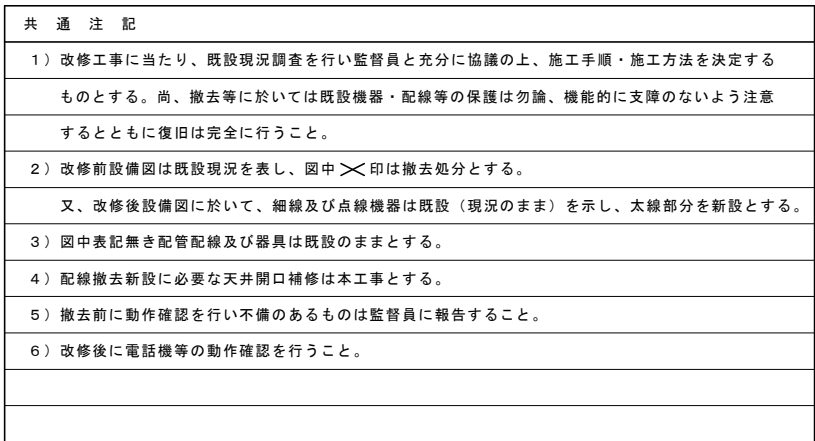
25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事
（坂戸保健所）

図名

電気設備工事特記仕様書（2）

図面番号

E－06



構内交換設備 特記仕様書

1. 一般事項

本設備工事は、電気通信事業法等の定める諸規則に基づき施工を行う。
電気通信事業者への申請を行う。

(1) 交換機仕様

- 1) 制御方式
- : 蓄積プログラム負荷分散制御方式
- 2) 通話路方式
- : 時分割PCM方式 ノンブロッキング
- 3) 冗長構成
- : 一重化
- 4) 配線方式
- : スター型

(2) キャビネット構造（交換機、電源装置一体型）

- 1) 電源装置
- AC100V±10V 50Hz
- 2) 蓄電池
- 停電補償時間3時間以上

(3) 局線応答方式

- 1) 個別着信方式
- 2) PBXダイヤルイン方式
- 3) 分散方式
- 4) 付加番号DID方式

(4) 環境条件

- 1) 温度条件
- 5℃～35℃
- 2) 湿度条件
- 30%～80%RH

(5) 交換機機能

- 1) ナンバーディスプレイ対応
- 2) 留守番対応 ※1
- 3) 通話録音機能 ※2
- 4) その他製造業者標準による
- 5) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による
- 6) 発信の際、番号を自動的に付加し、安価な電話電話会社の回線を選択する機能を有すること
- ※1 録音した任意のガイダンスを、手動及び自動で設定した時間帯に流せること
- ※2 通話内容を録音可能なこと。録音メッセージを含め4時間以上保存可能なこと
録音したデータを施設パソコンにてバックアップ及び再生可能なこと
録音操作：多機能電話のみ任意操作で記録

(6) 回線数

種別	収容可能容量	実装回線数	現用回線数（改修後）
アナログ局線	8回線以上	8回線以上 (停電切替機能付)	0回線
IP局線 ※3	40ch以上	40ch以上	17ch
デジタル内線(多機能)	88回線以上	72回線以上	66回線
アナログ内線(一般)	24回線以上	16回線以上	6回線
OD専用線	2回線以上	2回線以上	1回線
LD専用線	—	対応機能	—
ドアホン		無し	
ページング放送		無し	

※3 ひかり電話オフィスA対応とする

(7) 番号計画（発注者と協議の上決定するものとする）

接続種別	使用回線	備 考
内線番号	××もしくは×××	×は1～0の数字
局線発信	0	内線専用は外線発信規制有
転送	フック+内線番号	
代理応答	代理応答	種類は協議により決定とする

2. 工事概要

1. 電話交換機の交換（電源用コンセントも更新）
2. 内線電話機の交換
3. MDF内機械側、ローカル側端子の取替
4. 交換機～MDF間ケーブルの取替
5. 交換機データ設定及び各種試験調整工事

※ 交換機の電源は100Vコンセントよりの供給とすること
（停電時にポータブル発電機（別途備品）に接続した延長ケーブル（別途備品）に差し替える事により、発電機電源へ容易に接続替えが可能とする為）
（コンセント形状は監督員と協議の上決定すること）

※ 内線電話機交換後、機器等の試験調整の際に、各端子盤内の配線を整理し、ケーブルに行き先表示札を取り付けること

※ 改修工事終了後の現場に反映した、構内交換設備 竣工図、端子盤の線番表を作成すること

※ 内線電話機には内線番号を表記すること

※ 停電用電話機には「停電用」・「停電時使用する外線番号」を表記すること

※ 既存の利用形態（下記）を参考に監督員及び担当者と協議の上、通信事業者への回線変更手続き、交換機の設定、内線電話機のサービスクラスの設定等を行うこと
既存利用機能は改修後も利用できるものとする

※ 改修工事終了後に、取扱い説明等の指導を行うこと

※ 引込局線ケーブル（ひかり・アナログ共）は既存を再利用とする
ひかり局線は既存ONUから分岐とする

※ 既存ひかり対応アダプタ（OG）は、施設へ引き渡すこと

※ 光回線変更切替に伴う通信事業者工事負担金は、別途工事とする（施設負担）

※ 配線は既存利用とする

3. 機器

- 1) 電話交換機本体（バッテリー組込）
- 1台
- 2) 多機能電話機（卓上）
- 66台
- 3) 一般電話機（卓上）
- 6台
- 4) 一般電話機（卓上）（既存再利用）
- 1台（停電時切換でFAX回線を利用し外線利用）
- 5) 無停電電源装置（UPS）
- 1台

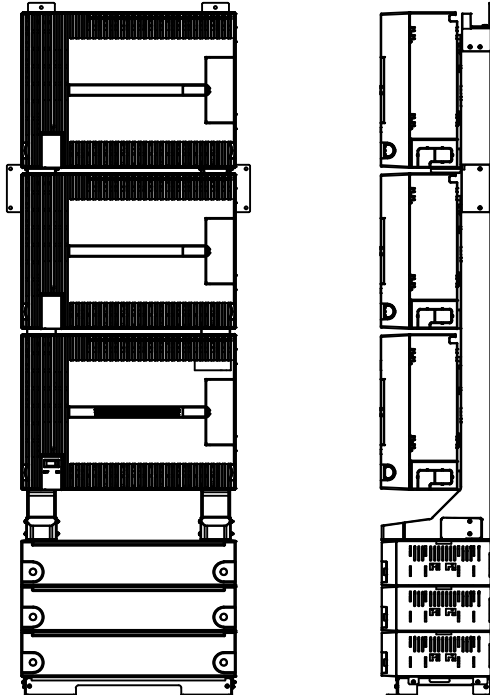
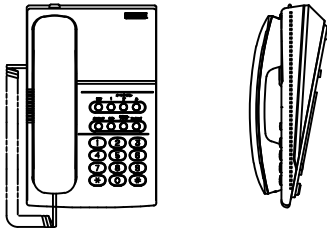
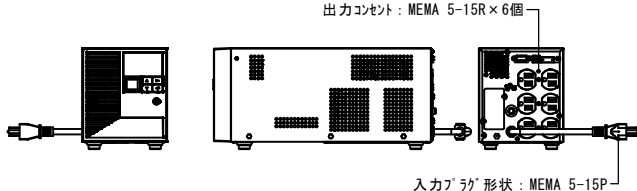
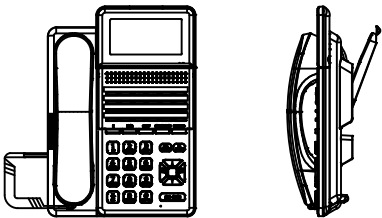
○ 既存利用形態

- ・デジタル式電子交換機（バッテリー組込）
- IP局線
- 17ch
- デジタル内線（多機能）
- 66回線
- アナログ内線（一般）
- 6回線

・引込局線数は、下表とする。

〈改修前〉				〈改修後〉			
引込局線	ひかり電話	PBX収納	17	引込局線	ひかり電話	PBX収納	9回線17ch
							電話番号数：9

・ひかり電話オフィスA対応とする。

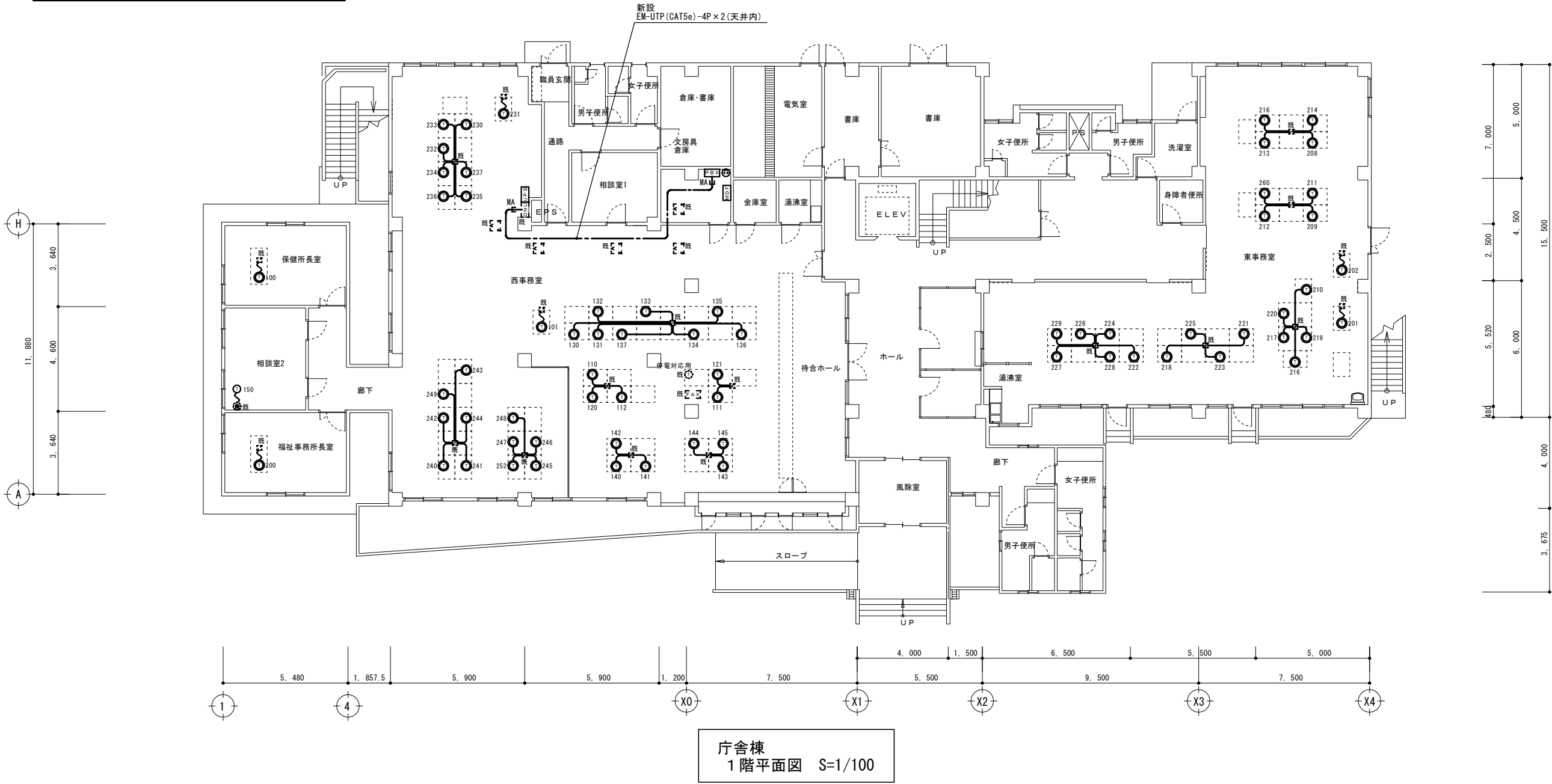
構内交換設備 機器仕様（姿図は参考とする）																	
交換機本体		一般電話機（卓上）															
																	
		無停電電源装置															
																	
一般事項	特記仕様書参照	運転方式	ラインインタラクティブ給電方式（自然空冷）														
構造	特記仕様書参照	入出力電圧	AC100V、50／60Hz														
機能	特記仕様書参照	定格出力容量	500VA／450W														
回線数	特記仕様書参照	出力電圧	100／110／120V±3%以内														
その他	交換機設置時にワイヤー等で転倒防止対策を講ずること	バックアップ時間	20W／180分以上														
表示機能付多機能電話機（卓上）																	
																	
接続線数	2線式																
送出信号	PB																
機能	機能卸：24卸以上																
	漢字対応ディスプレイ付（日時、ダイヤルモニタ、通話時間等表示）																
	交換機に設定された各種サービス機能が利用できること（E-08参照）																
電源	交換機本体より供給																

摘 要				電 気 ・ 空 調 ・ 給 排 水 ・ 設 計 ・ 監 理		設 計 年 月 日	検 図	設 計	工 事 名 称		図 面 番 号
				株 式 会 社 町 田 設 計		R 7 年 1 月 3 1 日			坂戸保健所電気設備更新工事		E－09
				埼玉県比企郡小川町青山458番地 電話（0493）72－4866（代表）					図 面 名 称		
						構内交換設備機器仕様					

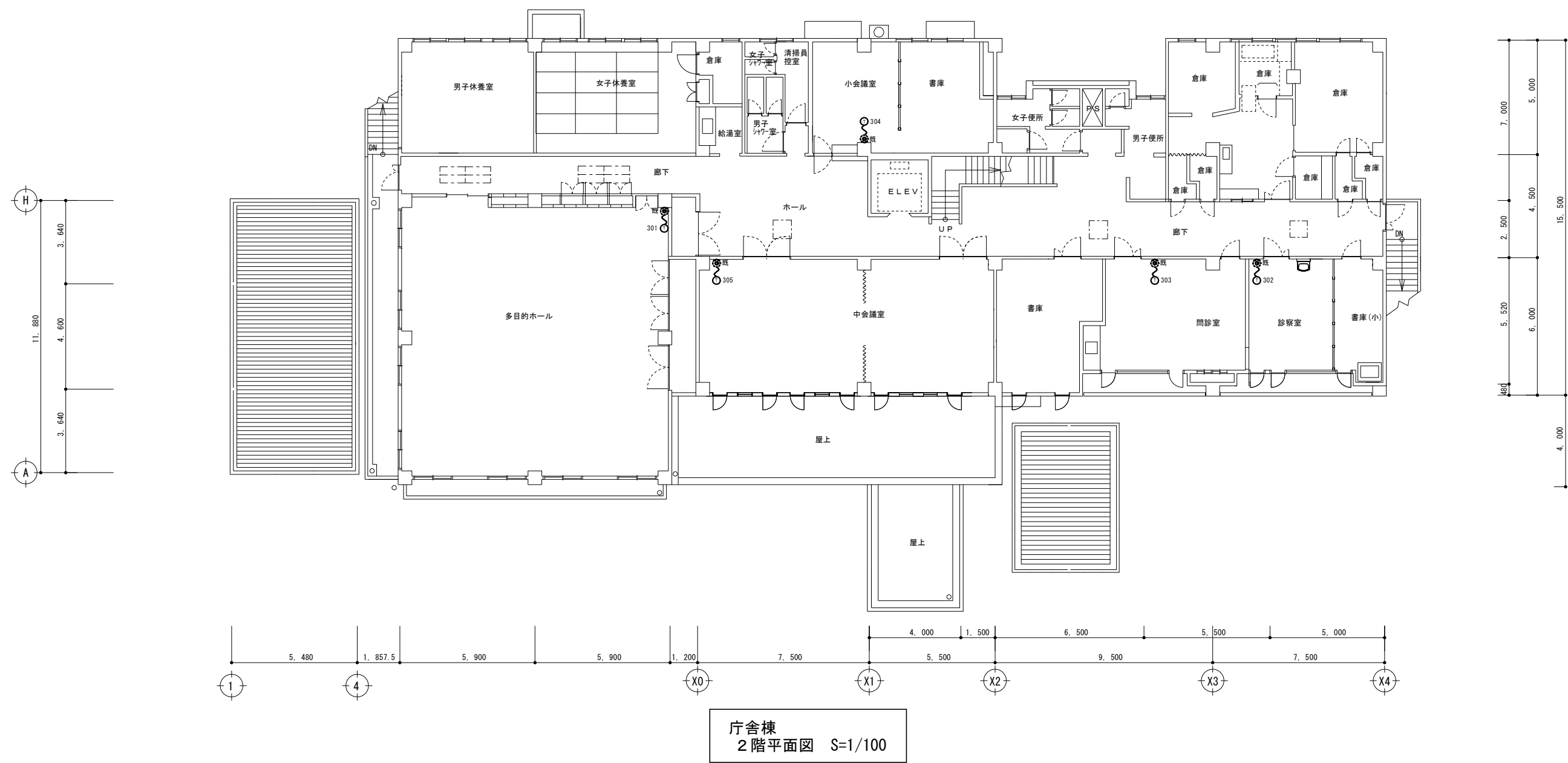
改修後

凡 例	
記 号	名 称 ・ 仕 様
PBX	電話交換機（仕様書参照）
MDF	MDF盤（収納機器のみ新設） 機械側・ローカル側端子取替
ONU	回線終端装置（通信事業者レンタル品）
UPS	無停電電源装置（機器仕様参照）
FAX	既存FAX装置（7+0ヶ月回線）
●***	表示機能付多機能電話機（卓上）（機器仕様参照） ***：内線番号を示す
○***	一般電話機（卓上）（機器仕様参照） ***：内線番号を示す
②	コンセント（金属プレート付） 2P15A×1（引掛形接地極付プラグ共）
③	電話用アクトレット（金属プレート付） モジュラージャック（RJ11）×1
■	露出モジュラージャック 6極4心×1
☑	天井点検口 450角、額縁 天井プレート切込み共

- 注 記
- 特記無き全ては新設とする。（点線機器及び図示無き全ては既存のままとする）
特記無き「既」印の器具は既存のまま再利用とする。
 - 機器更新時に於いては、仮設電話機等を設置し工事中の通話不能時間を最短とすること。
（使用局線及び電話機設置位置は現場指示・打合せによる）
 - 交換機～各所ロケット間の配線ケーブル類は、既存配線を原則再使用とする。尚、各所ロケット～電話機間の配線ケーブル類は、新規配線（電話付属品）とする。
 - 内線番号は既設番号を示し仮とする。施設の担当者と充分に打合せ決定とする。
 - 特記無き場合は下記とする。
E-MA 立下げ配線保護（1種金属線び A型）



摘 要	電 気 ・ 空 調 ・ 給 排 水 ・ 設 計 ・ 監 理		設 計 年 月 日	検 図	設 計	工 事 名 称		図 面 番 号
	株 式 会 社 町 田 設 計		R 7 年 1 月 3 1 日	笠原	笠原	坂戸保健所電気設備更新工事		
	埼玉県比企郡小川町青山458番地 電話（0493）72-4866（代表）					図 面 名 称	縮 尺	
						庁舎棟 構内交換設備1階平面図（改修後）	A1:1/100 A3:1/200	



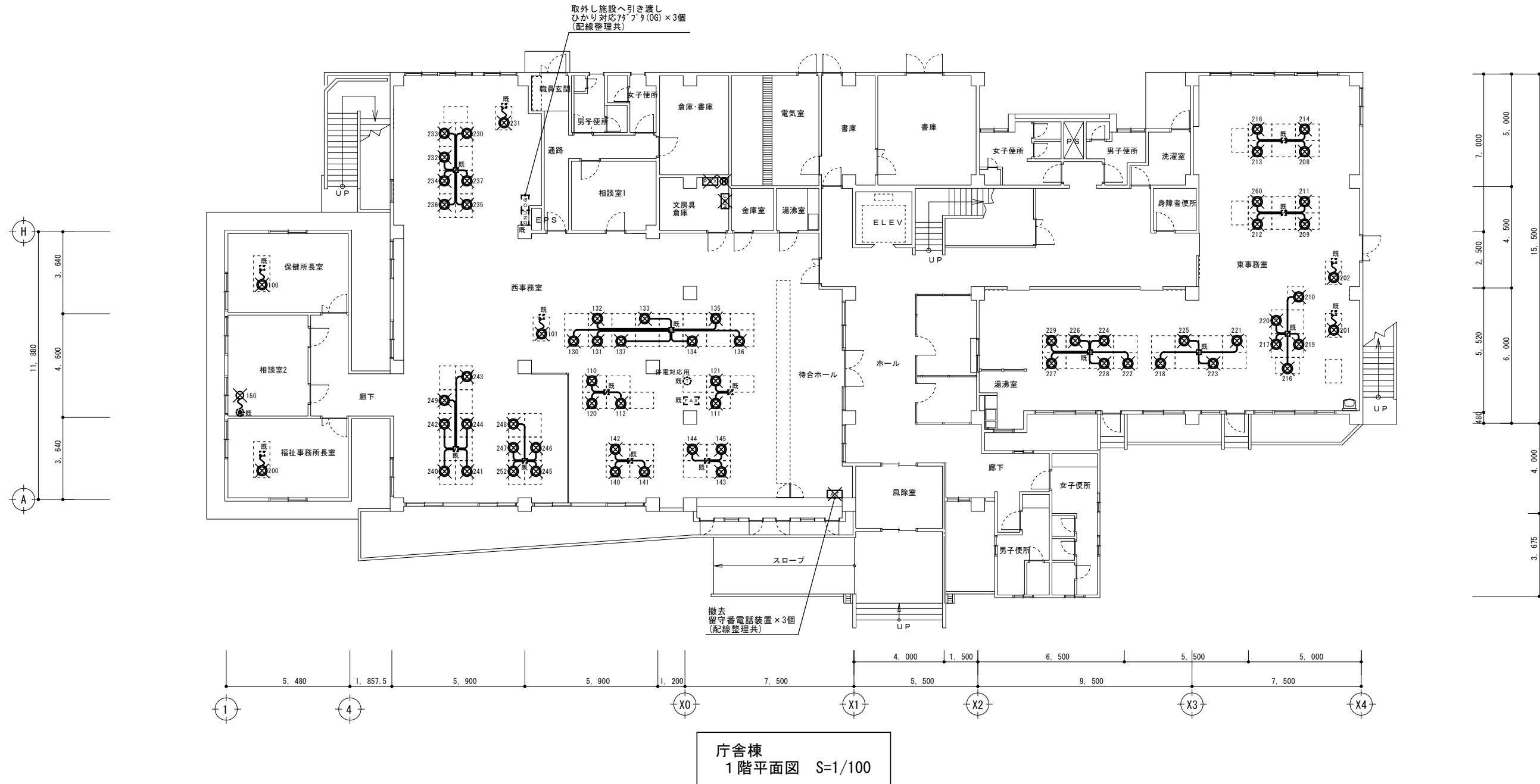
摘 要	電 気 ・ 空 調 ・ 給 排 水 ・ 設 計 ・ 監 理		設 計 年 月 日	検 図	設 計	工 事 名 称		図 面 番 号
	株 式 会 社 町 田 設 計		R 7 年 1 月 3 1 日	笠原	笠原	坂戸保健所電気設備更新工事		
	埼玉県比企郡小川町青山458番地 電話（0493）72-4866（代表）					図 面 名 称	縮 尺	
						庁舎棟 構内交換設備2階平面図（改修後）	A1:1/100 A3:1/200	E-11

改修前

凡 例	
記 号	名 称 ・ 仕 様
	電話交換機（仕様書参照）
	MDF盤（収納機器のみ撤去） 機械側・D-カル側端子取替
	回線終端装置（通信事業者レンタル品）
	ひかり対応アダプタ（通信事業者レンタル品）
	既存FAX装置（7+0回線）
	多機能電話機（卓上） ***：内線番号を示す
	一般電話機（卓上）（機器仕様参照） ***：内線番号を示す
	コネクタ（金属プレート付） 2P15A×1（接地端子付）
	電話用7芯リット（金属プレート付） モジュラージャック（RJ11）×1
	露出モジュラージャック

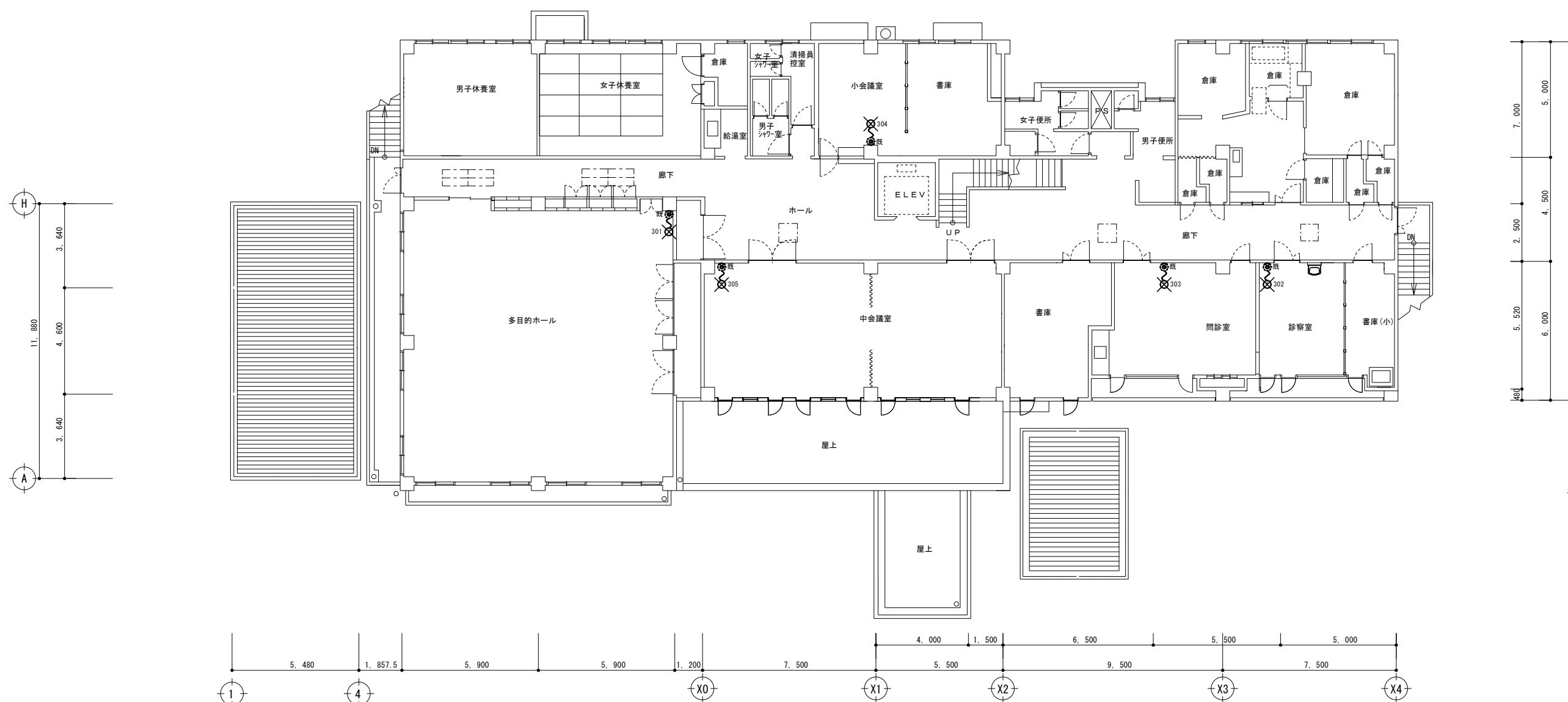
注 記

1. 特記無き全ては撤去とする。(点線機器及び図示無き全ては既存のままとする)
特記無き「既」印の器具は既存のまま再利用とする。



摘 要		電 気 ・ 空 調 ・ 給 排 水 ・ 設 計 ・ 監 理	設 計 年 月 日	検 図	設 計	工 事 名 称	図 面 番 号
		株 式 会 社 町 田 設 計	R 7 年 1 月 3 1 日			坂戸保健所電気設備更新工事	E - 1 2
		埼玉県比企郡小川町青山458番地 電話 (0493) 72-4866 (代表)				図 面 名 称	
						庁舎棟 構内交換設備1階平面図(改修前)	
						縮 尺	A1:1/100 A3:1/200

改 修 前



庁舎棟
2階平面図 S=1/100

摘 要		電 気 ・ 空 調 ・ 給 排 水 ・ 設 計 ・ 監 理 株 式 会 社 町 田 設 計 埼玉県比企郡小川町青山４５８番地 電話（０４９３）７２－４８６６（代表）	設 計 年 月 日	検 図	設 計	工 事 名 称		図面番号
			R 7 年 1 月 3 1 日	（ 笠 原 ）	（ 笠 原 ）	坂戸保健所電気設備更新工事		
						図 面 名 称	縮 尺	
						庁舎棟 構内交換設備２階平面図（改修前）	A1: 1/100 A3: 1/200	

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
- 1.1 工事名

25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事（職業能力開発センター）
- 1.2 工事場所

さいたま市北区櫛引町2-499-11
- 1.3 工期

契約日から令和8年3月31日まで
- 現場施工期間

契約日から令和8年3月31日まで
- 1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

・ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備	・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
---	--

- 1.5 指定部分
- 無 ・有（ 工期：令和 年 月 日）
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
- 請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
- 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、
- 工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 1.7 建物概要
- 職業訓練校等：R C造 地上3階・地下1階建 1.823㎡

- 1.8 工事概要
- 構内交換設備の更新

- 1.9 同時期発注の関連工事
- ・ 建築工事 ・ 機械設備工事

- 2 工事仕様
- 2.1 共通仕様
- （1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- （2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- （3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項 目	特 記 事 項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工所用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工所用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことが ※できる。 ・できない
5 足場、さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
7 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑 ） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管 ） 蛍光管等は再資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は領書を提出すること。

- 1.1 金属電線管の塗装
- 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
- 1.2 鍵
- 壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の壁との整合を極力図るものとする。

- 1.3 地中電線路
- （1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
- | 敷き均し土 | 管 種 別 |
|-------|---|
| 良質土 | 硬質ビニル電線管（VE）
耐衝撃性強化ビニル管（HIVE）
波付硬質合成樹脂管（FEP）
ポリエチレン被覆鋼管（PLP） |
- （2）地中電線路には、ケーブル埋設機及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。
- （3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
- 1.4 回路の種別
行先を表示
- ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。
- 1.5 電線の接続
- 湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻くとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

- 1.6 電線管の接続
- 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。
- 1.7 接地工事
- 漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
- 1.8 建設発生土の処理
- 埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。
- 1.9 再生砂・再生砕石
再生アスコン使用
- 再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1棟体の六面クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
- 2.0 耐震施工
- 設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- （1）設計用水平地震力
- 機器の重量[kgf]とし、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

- 重要機器
- ・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
- ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
- 上層階の定義は次による。
- 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- （2）設計用鉛直地震力
- 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- 2.1 あと施工アンカー
- 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
- 2.2 はつり及びあと
施工アンカー打設
- 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
- 2.3 改修部分の足場
- 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
（1）内部足場 ※ 脚立足場
（2）外部足場 ※ A種(枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
- 2.4 墜落制止用器具
(フルハネス型)
- ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による
・使用を要しない

- 2.5 アスベスト事前
調査結果の報告
- 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物土壌含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
- 2.6 その他
- （1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
- （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。
- （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
- （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
- （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
- （6）改修工事等を行う場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
- （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
- （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。
- （9）特に騒音振動など周辺に基大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
- (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
- 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項 目	特 記 事 項
1 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）経絆 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は経絆を使用する。ただし、ボード張りで、ボード表面と塗りしろカバーの間に離れないように施工した場合は、経絆を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルこころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につき・V・W・Eの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・耐塩用 ・一般用 ） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 定格電圧 7. 2kV 定格電流 A 主 遮 断 装 置 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 変圧器設備容量 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar× 台
5 構内情報通信 網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・マイクロガスタービン発電装置 ・燃料電池発電装置 ・熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・太陽光発電装置 ・風力発電装置 ・（概要）

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、関係条例等に従い施工する。 （2）総合壁内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
- 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コネクタ、電話用ケーブル、直列ユニット（一般）	〃	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台所）	〃	150	500
防水型コンセント	床下～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復旧ボタン（ 〃 ）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
- 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
- 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
- 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

- 第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
- 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） ㎡ m3
- ・中間処理施設 市 地内、（株）
- ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融含まず）
・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は熔融を含む）
- 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）により管理するものとする。
- 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
- 2 受注者は、工事検査時にmanifesto原本を提示する。
- 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書

- 第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
- 第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
- 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
- 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
- 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
- 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
- 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
- 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
- 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
- 2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
- 3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
- 4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
- 5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
- 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

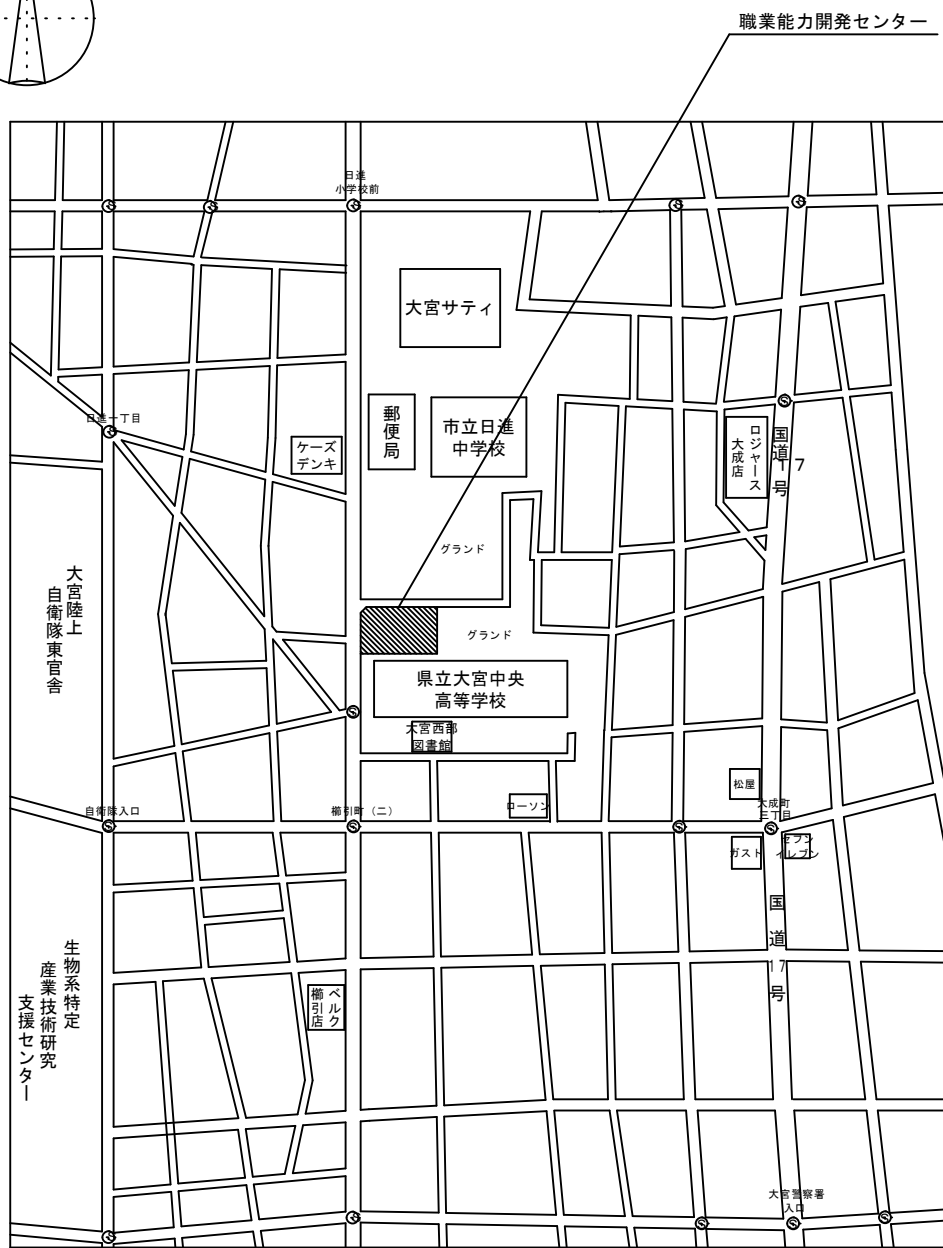
工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名
電話交換機	OKIクロステック株式会社

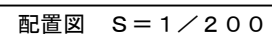
官公庁等打合わせ機関
建築：
昇降機：
施設管理者：
電力会社：
電話会社：
ケーブルテレビ会社：
消防本部：

2025.10

			設計年月日				埼玉県 総務部 管 財 課				副課長		主 幹	主 査	担 当	縮 尺			工 事 名 称	図 名		図面番号
			2025.10.1								内 藤		小 林	横 田	吉 野	N S			25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事 （職業能力開発センター）	電気設備工事特記仕様書		E-14



案 内 図



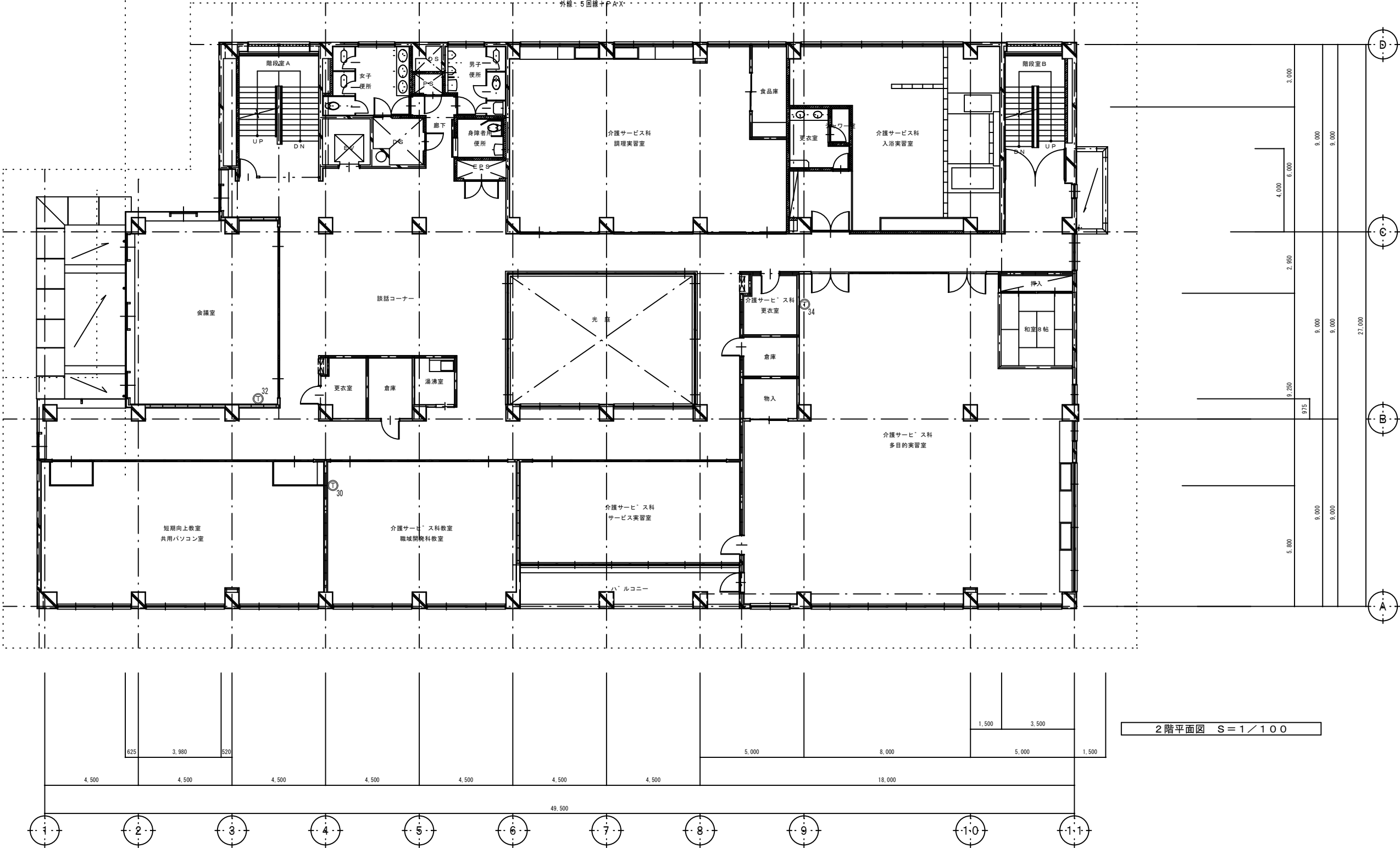
摘 要		設 計 年 月 日	株 式 会 社 金 子 設 計				照 査	総 括	設 計	製 図	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図 面 番 号
		令和7年2月	事 務 所 登 録 一 級 建 築 士 事 務 所 埼 玉 県 知 事 登 録 (1) 第 5 7 7 号 管 理 建 築 士 一 級 建 築 士 第 333287号 本 村 邦 房								A1:1/200 A3:1/400	6 5 6 花 と 緑 の 振 興 セ ン タ ー ほ か 電 気 設 備 更 新 工 事 (職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー 構 内 交 換 設 備 更 新 工 事)	案 内 図 ・ 配 置 図	E - 1 6

内線電話一覧					
番号	部屋	種類	番号	部屋	種類
10	1階 所長室	多機能	28	1階 職員室	多機能
11	1階 職員室	多機能	29	1階 講師控室	多機能
12	1階 職員室	多機能	30	2階 職域開発科室	多機能
13	1階 職員室	多機能	31	1階 職員室	多機能
14	1階 職員室	多機能	32	2階 会議室	多機能
15	1階 職員室	多機能	33	1階 職員室	多機能
16	1階 訓練担当室	多機能	34	2階 多目的実習室	多機能
17	1階 訓練担当室	多機能	35	3階 サービス実習科教室	多機能
18	1階 訓練担当室	多機能	36	3階 サービス実習科実習室	多機能
19	1階 訓練担当室	多機能	38	3階 サービス実習科PC室	多機能
20	1階 職員室	多機能	41	1階 職員室	多機能
21	1階 職員室	多機能	42	1階 職員室	多機能
22	1階 職員室	多機能	43	1階 職員室	多機能
23	1階 職員室	多機能	44	1階 職員室	多機能
24	1階 職員室	多機能	45	1階 職員室	多機能
25	1階 職員室	多機能	46	1階 職員室	多機能
26	1階 職員室	多機能	47	1階 職員室	多機能
27	1階 職員室	多機能	48	1階 職員室	多機能

記号	名 称
□	交換機（電子錠電話主装置）
Ⓢ	多機能電話機（7+0' 停電直通）
①	多機能電話機

※マークは留守切り替え可能電話とする

- 特 記 事 項
- 電子ボタン電話主装置・電話機は全て撤去・更新・新設とする。
 - 電話用ケーブル配線は既設再利用とする。
 - 各電話機に内線番号の表記を行うこと。
 - 内線番号一覧（平面図含む）を作成すること。
 - MDFの番線表を作成し、見やすい位置に掲示すること。



電気設備工事特記仕様書

1 工事概要	
1.1 工事名	25206坂戸保健所ほか電気設備更新工事（所沢地方庁舎）
1.2 工事場所	所沢市並木1-8-1
1.3 工期	契約日から令和8年3月19日まで
現場施工期間	契約日から令和8年3月19日まで
1.4 工事科目	（○印の付いたものを適用する）
・電灯設備 ・動力設備 ・電熱設備 ・雷保護設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備 ・構内情報通信網設備 ○構内交換設備 ・情報表示設備 ・映像、音響設備 ・拡声設備（非常放送設備） ・誘導支援、呼出し設備	・テレビ共同受信設備 ・テレビ電波障害防除設備 ・監視カメラ設備 ・駐車場管制設備 ・防犯、入退室管理設備 ・自動火災報知設備 ・自動閉鎖設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・電話配管設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備 ・昇降機設備
1.5 指定部分	○無 ・有（ 工期：令和 年 月 日）
1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）	
1 専任期間の始期	請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
1.7 建物概要	所沢地方庁舎 R C造 3階建 延べ面積1,045㎡
1.8 工事概要	・電話交換機の更新 ・多機能電話機、一般電話機の更新
1.9 同時期発注の関連工事	・建築工事 ・機械設備工事
2 工事仕様	
2.1 共通仕様	（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。 （2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。 （3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。）	

項 目	特 記 事 項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等とは使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（第63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる。 ・できない
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
7 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている紹立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10 発生材処理	引渡を要するもの以外は構内へ搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再生資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

1 金属電線管の 塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。																																																														
1 2 鍵	壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。																																																														
1 3 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td rowspan="4">良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE)</td></tr><tr><td>耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE)</td></tr><tr><td>波付硬質合成樹脂管 (FEP)</td></tr><tr><td>ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE)	耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE)	波付硬質合成樹脂管 (FEP)	ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																							
敷き均し土	管 種 別																																																														
良質土	硬質ビニル電線管 (VE)																																																														
	耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE)																																																														
	波付硬質合成樹脂管 (FEP)																																																														
	ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																														
1 4 回路の種別 行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。																																																														
1 5 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																														
1 6 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																														
1 7 接地工事	漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤帯で区別する。																																																														
1 8 建設発生土の 処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																														
1 9 再生砂・再生砕石 再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・使用できない。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1 購入あたり1 機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																														
2 0 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 <table><tr><th colspan="2">設計用標準水平震度</th><th colspan="2">・特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr><tr><th>設置場所</th><th>機器種別</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> 【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設計用標準水平震度		・特定の施設		・一般の施設		設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	地下・1階	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設計用標準水平震度		・特定の施設		・一般の施設																																																											
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																										
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																										
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																										
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																										
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																										
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																										
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																										
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																										
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																										
地下・1階	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																										
	2 1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																													
2 2 はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																														
2 3 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																														
2 4 墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない																																																														

2 5 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
2 6 その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作物を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐素外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項 目	特 記 事 項
1 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、2ロコンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものであるとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）経梯 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は経梯を使用する。ただし、ボード張りで、ボード表面と塗りしろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、経梯を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
2 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ対策を施す。 （端末処理 ・耐塩用 ・防塩用） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS)主遮断装置変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar× 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・マイクロガスタービン発電装置 ・燃料電池発電装置 ・熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・太陽光発電装置 ・風力発電装置 ・（概要）

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報設備、 拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合壁内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2.4 取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
ユニット、電話用7A11T、直列ユニット	〃（一般）	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台上）	〃	150	500
防水型コンセント	床～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書	
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。	
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）	
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。	
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。	
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。	
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。	
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。	
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。	
2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。	
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。	
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。	
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。	

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書	
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付国土交通省住宅局建築指導課）による。	
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。	
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。	
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。	
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。	
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。	
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。	
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。	
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。	
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。	
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。	
4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。	
5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。	
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。	

工事範囲の主な既設機器メーカー	
機器名称	既設機器メーカー名
電話交換機	NEC
官公庁等打ち合わせ機関 建築： _____ 昇降機： _____ 施設管理者： _____ 電力会社： _____ 電話会社： _____ ケーブルテレビ会社： _____ 消防本部： _____	
2025.10	

			設計年月日	埼玉県 総務部 管財課	副課長	主 幹	主 査	担 当	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
			令和7年10月1日		内藤	小林	横田	吉野	N S	25206 坂戸保健所ほか電気設備更新工事 (所沢地方庁舎)	電気設備工事特記仕様書 (1)	E-21

環境配慮（グリーン）改修工事

1アスベスト処理工事一般共通事項

留意事項

1本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。

2アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。

3この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修仕様」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月厚生労働省・環境省）による。

2アスベスト含有分析調査

分析によるアスベスト含有建材の調査

・行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示

分析対象

※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

調査方法・分析方法

※ JIS A 1481 規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。

分析結果については、監督員に提出すること。

3アスベスト粉じん濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定

・行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示

通 用			測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業室ごと)	備考
レベル1	レベル2	レベル3					
○	○	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点	
○	○	・	測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	各2点	
○	・	・	測定 4		セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
○	・	・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
○	○	・	測定 7	処理作業後 (隔離シート撤去前)	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)	
○	○	・	測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 9	処理作業後 (シート撤去後1週間以降)	処理作業室内	各2点 (レベル3は1点)	
・	・	・	測定 10		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径(幅) 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さ と直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）

ア 測定結果

イ 測定時間

ウ 測定位置（測定高さとともに図面に記載）

エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ マウンティング方法

カ 顕微鏡視野面積、計数視野数

キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

473レベル1含有吹き付け材の撤去（レベル1）

アスベスト含有吹き付け材の除去

・行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。

9.1.3

除去物及び汚染物質等

処理方法

※密封処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。

・セメント固化

処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

573レベル1含有保温材等の撤去（レベル2）

アスベスト含有保温材の除去

・行う

作業上の隔離

・行う

・行わない

処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

673レベル1含有成形板類の撤去（レベル3）

1アスベスト含有成形板の除去

・行う

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・

2非石綿部での切断による除去

・行う

処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有保温材付配管		※ 図示 ・撤去範囲すべて
・石綿含有配管フランジパッキン		※ 図示 ・撤去範囲すべて
		※ 図示 ・撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれ를考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

＜参考＞石綿使用有無の事前調査フロー

（1）設計図書による調査
① 施工年による調査
② 使用建築材料による調査

可能性あり・不明

（2）現場目視による調査
目視調査（建材の確認）

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

石綿含有とみなす

分析を実施する場合

（3）分析調査による判定
JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有0.1%を超えていると判断

石綿含有0.1%以下と判断

可能性なし

可能性なし

石綿使用あり・届出要件確認・届出

石綿使用なし

設計年月日

令和7年10月1日

埼玉県
総務部
管財課

副課長
内藤

主幹
小林

主査
横田

担当
吉野

縮尺

NS

工事名称

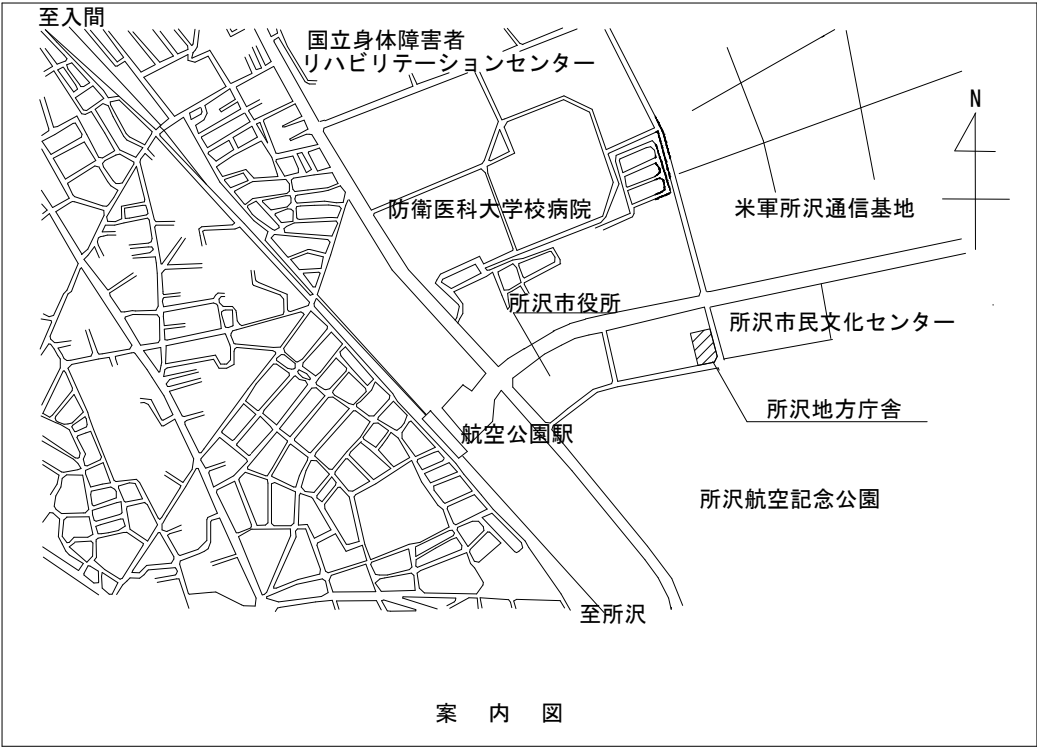
25203坂戸保健所ほか電気設備更新工事
(所沢地方庁舎)

図名

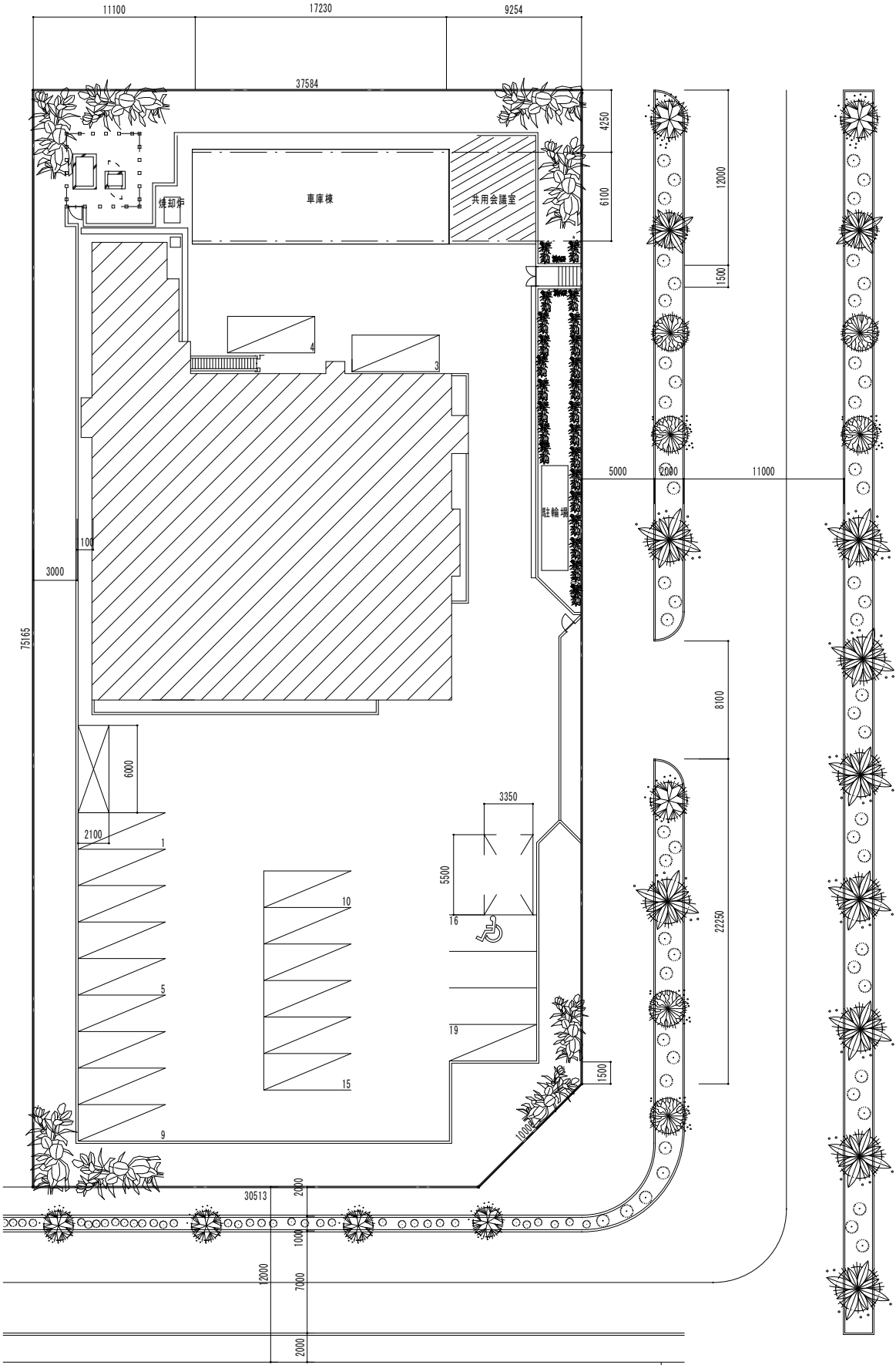
電気設備工事特記仕様書（2）

図面番号

E-22



案内図



配置図 S=1/200

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	照査	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第677号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦房					A1 : S=1/200 A3 : S=1/400	653 議事堂電気設備改修工事 (所沢地方庁舎)	配置図・案内図	E-23

構内電話設備特記仕様書

1. 総則

- 1-1 概 要 本仕様書は、電気通信事業法における構内電話交換装置について規定するものであり、図面及び仕様書に記載されていない事項は電気設備工事標準仕様書による。

- 1-2 工事範囲 本工事は下記の内容について行うものとする。

- | | |
|------------------|-----|
| 1) ボタン電話主装置 | 1 式 |
| 2) 電話機関係 | 1 式 |
| 3) 据付工事 | 1 式 |
| 4) 多機能電話機配線・取付関係 | 1 式 |
| 5) 無停電電源装置 | 1 式 |

2. 電子ボタン電話装置仕様

- ## 2-1 制御方式 蓄積プログラム制御方式

- 2-2 入力電圧 AC100V $\pm 10V$ (50/60Hz)

- ### 2-3 局線応答方式 ダイレクトライン方式

- 2-4 機能 A. 内線サービスクラス B. システム短縮ダイヤル C. 不在転送 D. 代理応答
E. ボイスメール機能 F. 保留転送 G. 保留音 H. 長時間保留警報
I. 長時間通話警報 J. リダイヤル K. 会議通話 L. ホットライン
M. 課金機能 N. ページング O. ナンバーディスプレイ P. バッテリー3時間以上
Q. 時間外応答アナウンス(指定時間で自動的に切り替わる事)

2-5 收容回線

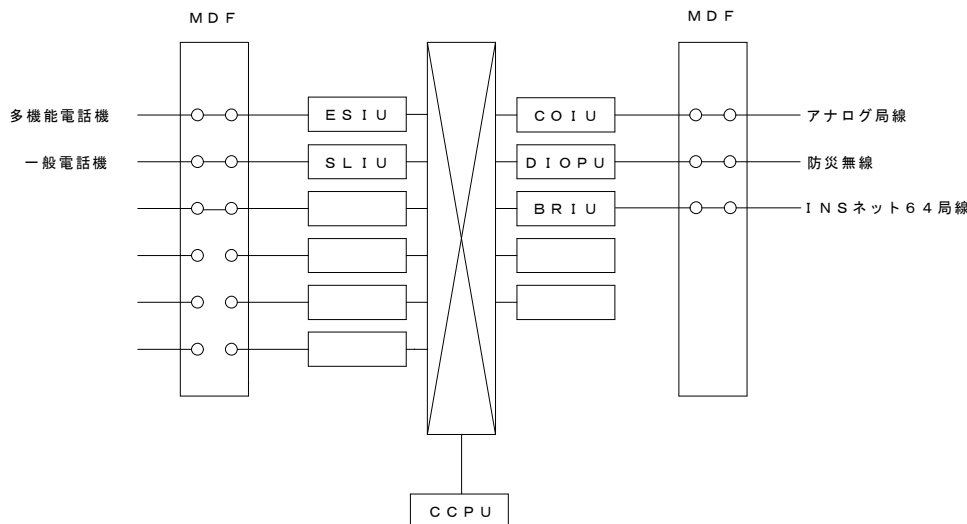
	項 目	容 量	実 装	備 考
局 線	アナログ回線	8 回線	5 回線	
	I S D N 用回線	4 回線	3 回線	
	専用線回線	1 2 回線	9 回線	
内 線	多機能電話機	1 6 台	1 0 台	
	多機能電話機（停電対応）		2 台	
	一般電話機	3 2 台	2 9 台	

- | | | | |
|-----|--------|-----------------------|-----|
| 2-6 | 電話機 | 多機能電話機（表示付、可変機能卸24ヶ付） | 10台 |
| | （今回更新） | 多機能電話機（表示付、可変機能卸24ヶ付） | 2台 |
| | | 一般電話機 | 29台 |

3. 工事仕様 本工事は、電気通信事業法並びに関係法令に基づく基準工法で入念に施工するものとする。
尚、疑問点が生じた場合は、担当官と打ち合わせの上、施工するものとする。

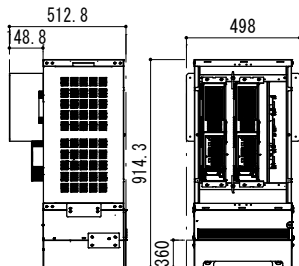
- 3-1 本工事
- 1) 主装置据付調整費
 - 2) 多機能電話機配線・取付調整工事
 - 3) 総合試験調整

中継方式図（参考図）



NO	記 号	名 称	NO	記 号	名 称
1	ESIU	デジタル多機能電話機用インターフェイスユニット	5	BR1U	ISDN 64 回線インターフェイスユニット
2	SL1U	アナログ端末インターフェイスユニット	6	MDF	主配線盤
3	CO1U	アナログ公衆網インターフェイスユニット	7	D1OPU	アナログ市内専用線（LD方式） 長距離内線インターフェイスユニット
4	CCPU	中央制御ユニット			

電話交換機

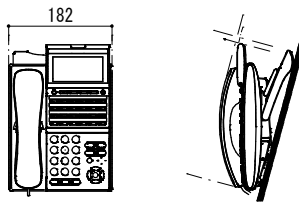


	項 目	容 量	実 装	備 考
局線	アナログ回線	8回線	5回線	
	I S D N用回線	4回線	3回線	
	専用線回線	12回線	9回線	
内線	多機能電話機	16台	10台	
	多機能電話機(停電対応)		2台	
	一般電話機	32台	29台	

通話路	PCM 時分割一段スイッチ
制御方式	番種プログラミング制御方式
プロセッサ	32bit マイクロプロセッサ
中継方式	中継台方式、分散方式、追加ダイヤルイン方式 直結式応答、NTTダイヤルイン方式、個別着信方式
内線呼号	6・0HCs/内線
使用電源	AC100V±10V (50Hz/±60Hz)
バックアップ時間	3時間

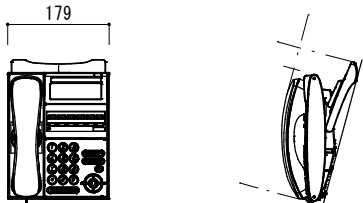
本装置は自立キャビネットで收容された
交換機・整流器・バッテリー一体型である

多機能電話機(24#-)



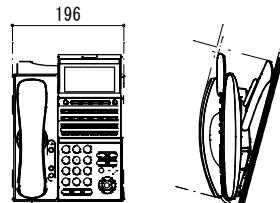
外線ボタン	24キー
LCD表示	半角28桁(全角14桁)の4行表示
ディスプレイ	バックライト付省電力タイプ
履歴・電話帳	発着各10件・100件
方式	デジタル式
参考型番	DTK-24D-1D(相当品)

一般電話機



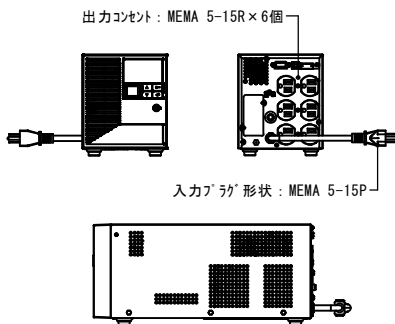
回線種別	D P / M F 切替式
音量調整	受話音量 8 段階・着信音量 3 段階・着信音色 4 段階
着信表示ランプ	有り
参考型番（一般電話機）	【DTL-1-1D】DT250（相当品）

多機能電話機(24ヶ-)停電対応



外線ボタン	24キー
LCD表示	半角28桁(全角14桁)の4行表示
ディスプレイ	バックライト付着電力タイプ
履歴・電話帳	発着各10件・100件
方式	デジタル式(アナログ停電対応型)
参考型番	DTZ-24PA-2D(相当品)

電電源装置

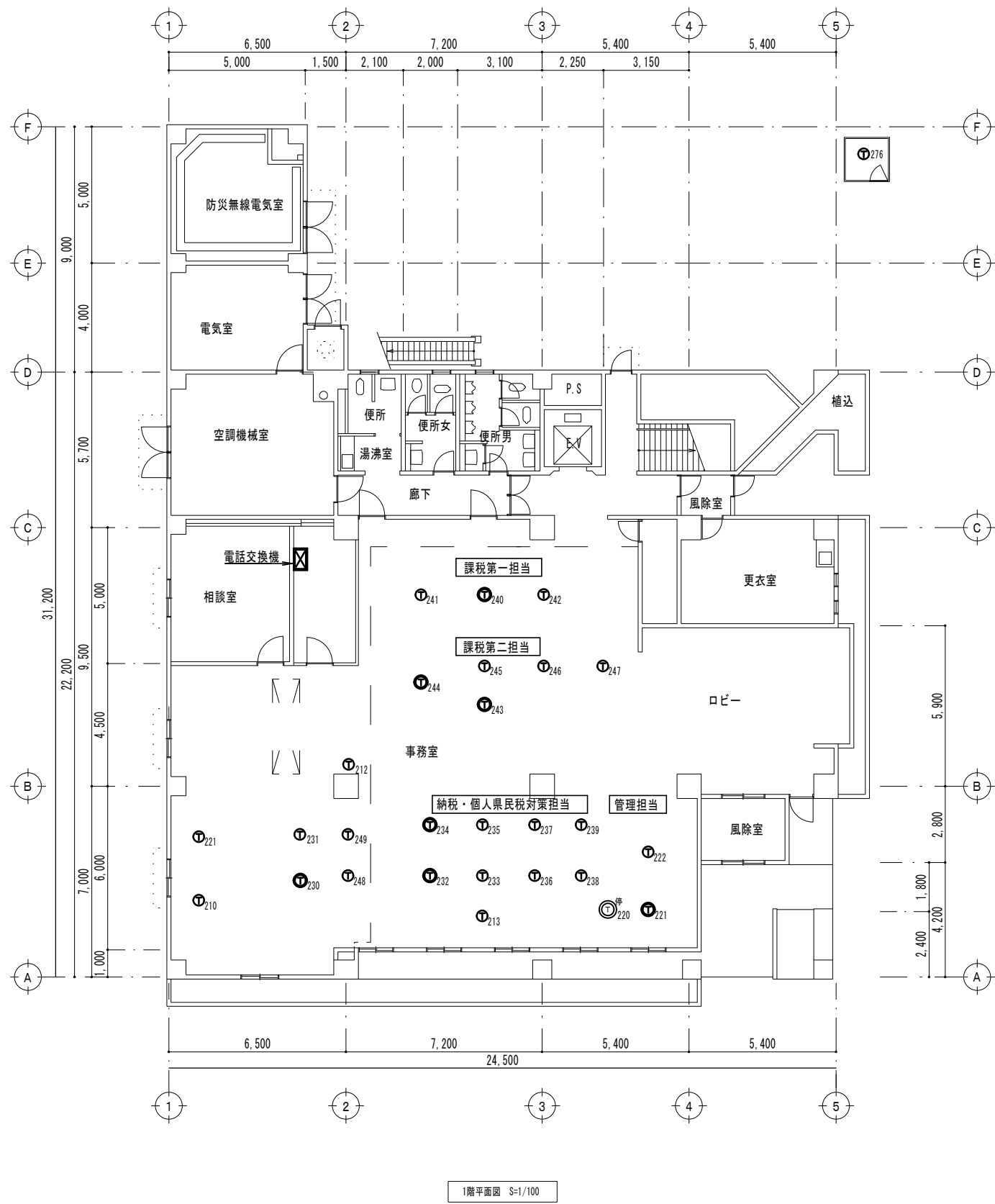


※ONU設置個所付近に設置すること

【既存 主装置・電話機：NEC】

※姿図は参考図です

摘 要	設 計 年 月 日	株 式 会 社 金 子 設 計	照 査	総 括	設 計	製 図	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図 面 番 号
		事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 一級建築士	埼玉県知事登録(10)第577号 第333287号			A1:S=N, S A3:S=N, S	653 議事堂電気設備改修工事 (所沢地方庁舎)	構内交換設備 仕様書・姿図・系統図	E-24



凡例

記号	名 称	備 考
☐	交換機（電子釐電話主装置）	1 台
Ⓢ	多機能電話機（7+7 停電直通）	1 台
Ⓣ	多機能電話機	7 台
Ⓡ	一般電話機	2 0 台

- 特 記 事 項
- 電子ボタン電話主装置・電話機は全て撤去・更新・新設とする。
 - 電話用ケーブル配線は既設再利用とする。
 - 各電話機に内線番号の表記を行うこと。
 - 内線番号一覧（平面図含む）を作成すること。
 - 防災行政無線の接続確認を行うこと。
 - 工事日は担当者と打合せて行うこと。
 - MDFの番線表を作成し、見やすい位置に掲示すること。

改修後電話機内訳	
多機能電話機	1 0 台（1F:7台、2F:1台、3F:2台）
多機能電話機	2 台（1F:1台、2F:1台）停電対応型
一般電話機	2 9 台（1F:20台、2F:5台、3F:4台）